

認可保育所・地域型保育事業をご利用の保護者 各位

府中市子ども家庭部
保育支援課長 酒井 康太

新型コロナウイルス感染症の療養期間の見直しに伴う登園の対応について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しましても、皆様のご協力により、保育運営を継続することができておりますことに重ねて深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」通知がありました。

このこと受けまして、本市では、新型コロナウイルス感染症に感染したお子さまの登園につきまして、次のとおり対応することといたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、この度の対応につきましては、今後の感染状況や厚生労働省からの通知等により、変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

1 有症状患者のお子さまについて

- (1) 発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から登園できることといたします。なお、7日間の療養期間中の保育料は日割りして減額いたしますが、引き続き10日目まで療養する場合も同様に減額いたします。
- (2) お子さまのマスク着用については、これまでも保育施設ではマスクを外すことを原則としておりますが、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、引き続きこれまでと同様の取扱いといたします。
- (3) 10日間が経過するまでは、ご家庭でも検温などの健康状態の確認やこまめな手洗い、消毒など、自主的な感染予防行動の徹底にご協力をお願いいたします。

2 無症状患者のお子さまについて

乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定されていないため、5日目に検査キットを使用して陰性を確認した場合の療養期間の解除は適用されませんので、検体採取日を0日目として7日間の待機となります。

【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電話：042-335-4172

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp